



WORKMAN

第42回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2023年6月29日（木曜日） 午前10時

開催場所 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎 エクセルホール

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第42回定時株主総会招集ご通知……………	P.1
株主総会参考書類……………	P.5
事業報告……………	P.14
計算書類……………	P.33
監査報告……………	P.47

株式会社 ワークマン

株主各位

証券コード 7564
(発送日) 2023年6月8日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日
群馬県伊勢崎市柴町1732番地

株式会社 ワークマン
代表取締役社長 小濱 英之

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.workman.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「ワークマン」またはコードに当社証券コード「7564」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

①日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
②場 所	群馬県高崎市問屋町2丁目7番地 ビエント高崎 エクセルホール
③目的事項	報告事項 第42期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
④招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

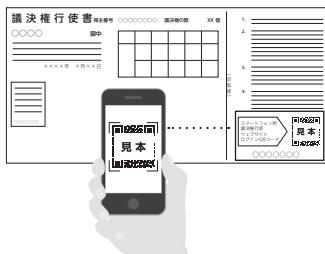
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

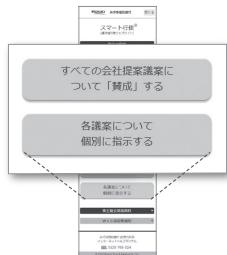
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

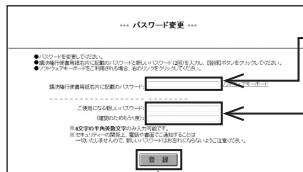
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、持続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに配当性向等を総合的に勘案し、1株につき68円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 68円 配当総額 5,549,498,292円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

第2号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	<small>こはま ひでゆき</small> 小濱 英之	代表取締役社長	再任
2	<small>つちや てつお</small> 土屋 哲雄	専務取締役経営企画部・開発本部 情報システム部・ロジスティクス部担当	再任
3	<small>いづか ゆきたか</small> 飯塚 幸孝	取締役財務部長	再任
4	<small>はまや りさ</small> 濱屋 理沙		新任 社外

候補者番号

1

こ は ま ひ で ゆ き
小濱 英之 (1969年7月8日生)

所有する当社の株式数…………… 18,400株
取締役在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 11/11回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年3月	当社入社	2015年1月	当社役員待遇商品部長
2003年5月	当社商事部長代理	2016年6月	当社執行役員商品部長
2009年5月	当社商事部長	2017年3月	当社執行役員スーパーバイズ部長
2010年1月	当社商品部第二部長兼セーフティグッズ担当	2017年6月	当社取締役スーパーバイズ部長
2011年1月	当社商品部海外商品部長	2019年4月	当社代表取締役社長（現任）
2014年6月	当社役員待遇商品部海外商品部長		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

小濱英之氏は、当社入社後、主に商品開発部門にてプライベート・ブランド商品の開発を主導し、2017年からは取締役スーパーバイズ部長として、売場改革とワークマンプラスの全国展開を指揮、2019年から代表取締役社長（現任）を務めております。
製品開発、店舗運営、売場改革など、幅広い分野での経験、知識による優れた経営手腕とリーダーシップを引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

つち や てっ お
土屋 哲雄 (1952年10月6日生)

所有する当社の株式数…………… 11,520株
取締役在任年数…………… 11年
取締役会出席状況…………… 11/11回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年4月	三井物産(株)入社	2012年6月	当社常務取締役情報システム部・ロジスティクス部担当
1988年10月	三井物産デジタル(株)代表取締役社長	2017年6月	当社常務取締役経営企画部・情報システム部・ロジスティクス部担当
2003年6月	上海広電三井物貿有限公司董事兼総経理	2019年6月	当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当（現任）
2006年6月	三井情報開発(株)（現三井情報(株)）取締役執行役員		
2008年6月	三井情報(株)役員待遇フェロー		
2012年4月	当社常勤顧問		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

土屋哲雄氏は、当社入社後、経営企画、店舗開発、情報システム、ロジスティクス部門を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、社内改革、新業態開発、マーケティング戦略に尽力し、2019年からは専務取締役（現任）を務めております。
競争戦略立案及び推進経験を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

い い づ か ゆ き た か
飯塚 幸孝 (1965年3月8日生)

所有する当社の株式数…………… 16,800株
取締役在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 11/11回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月 当社入社
1994年 5月 当社財務部会計グループマネジャー
2004年 6月 当社財務部長代理兼会計グループ担当
2009年 5月 当社財務部長兼会計グループ担当
2011年 6月 当社役員待遇財務部長
2017年 6月 当社取締役財務部長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

飯塚幸孝氏は、当社入社後、財務、I R部門の重要な役割を担当し、組織体制と財務基盤の強化、企業価値増大に尽力し、2017年からは取締役財務部長（現任）を務めております。経営全般における幅広い知見を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

は ま や り さ
濱屋 理沙 (1981年3月17日生)

所有する当社の株式数…………… 900株

新任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 4月 NECソフト(株)入社
2007年 5月 個人事業開業 インターネットでのアパレル販売、ライター業、情報発信業
2019年 7月 ワークマン公式アンバサダー

【重要な兼職の状況】

なし

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

濱屋理沙氏は、映像クリエイターとして製品PRやユーザーとのコミュニケーション分野において豊富な経験と専門的な知識を有し、当社公式アンバサダーとして情報発信・製品開発の指摘や提言を行っていただきました。会社の経営に関与したことはありませんが、製品開発や販売促進に関する経営判断において、お客様の立場や女性目線での確かな助言を行っていただくことが期待されることから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 濱屋理沙氏は、社外取締役候補者であります。
3. 濱屋理沙氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	かとう まさひろ 加藤 昌宏	総務部長	新任		
2	ほりぐち ひとし 堀口 均	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
3	のぶさわ たかひろ 信澤 山洋		新任	社外	独立

候補者番号

1

かとう まさひろ
加藤 昌宏 (1967年2月17日生)

所有する当社の株式数…………… 6,400株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年 4月	当社入社	2013年 8月	当社営業企画部長
2008年 5月	当社総務部長代理	2015年 1月	当社法務部長
2010年 2月	当社総務部長	2015年10月	当社総務部長 (現任)
2011年11月	当社営業企画部兼販促サービス部長		

【重要な兼職の状況】

なし

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

加藤昌宏氏は、長きにわたり総務、法務部門を担当し、リスク管理やコンプライアンス体制の構築、コーポレートガバナンスの推進に尽力したほか、営業部門にも携わり、業務全般の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。

候補者番号

2

ほりぐち ひとし
堀口 均 (1959年3月29日生)

所有する当社の株式数……………	一株
取締役 (監査等委員) 在任年数……………	2年
取締役会出席状況……………	11/11回
監査等委員会出席状況……………	13/13回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年 4月	弁護士登録 高橋勇雄法律事務所入所	2016年 6月	当社社外監査役
1998年 4月	堀口均法律事務所開設	2021年 6月	当社社外取締役 [監査等委員] (現任)

【重要な兼職の状況】

堀口法律事務所 代表

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

堀口均氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

候補者番号

3

のぶ さわ たか ひろ
信澤 山洋 (1974年12月8日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 2008年 9月 信澤公認会計士事務所開設
法人トーマツ）入所 2015年 6月 藤田エンジニアリング(株)社外監査役
2000年 7月 公認会計士登録 (現任)

【重要な兼職の状況】

信澤公認会計士事務所 所長
藤田エンジニアリング(株) 社外監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

信澤山洋氏は、公認会計士としての豊富なキャリアを有しており、企業会計をはじめとした会計の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に加え他社の社外監査役も経験していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀口均氏、信澤山洋氏の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、堀口均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 信澤山洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
5. 当社は、堀口均氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者である信澤山洋氏についても、監査等委員である取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ごとうみちたか
後藤 充隆

(1960年9月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年 4月 判事補任官

1998年 4月 弁護士登録

1998年 3月 同退官

高橋・後藤法律事務所所属

【重要な兼職の状況】

高橋・後藤法律事務所 代表

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

後藤充隆氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

- (注) 1. 後藤充隆氏の所属する事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
2. 同氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであります。

<ご参考>スキル・マトリックス

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な経験や知識について、企業経営の基礎となるスキルと当社の事業運営に必要なスキルを特定しております。本議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役会におけるスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	事業知見	ガバナンス・コンプライアンス	財務・会計・税務	人事・人材開発	商品開発・SCM	営業・データ戦略
小濱 英之	代表取締役	○	○	○			○	○
土屋 哲雄	専務取締役	○	○			○	○	○
飯塚 幸孝	取締役	○	○	○	○			
濱屋 理沙	社外取締役						○	
加藤 昌宏	取締役 (常勤監査等委員)		○	○				○
堀口 均	社外取締役 (監査等委員)			○				
信澤 山洋	社外取締役 (監査等委員)			○	○			

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウィズコロナに向けた政策の転換で社会経済活動が正常化に向かう一方、ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー・原材料価格の高騰や急激な円安の進行による物価上昇で、先行き不透明な状況が続いております。個人消費につきましても、物価高を背景に実質可処分所得が伸び悩んでおり、節約志向が強まっております。

ワーキング・ユニフォーム業界におきましては、天候に恵まれたことや経済活動の再開など外部環境が好転したものの、資材価格高騰の煽りを受け、法人需要は小幅な動きに留まり、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で当社は、機能性ウエアの一層の進化と人口密集地への積極出店で、ブランド力を高め、客層拡大と顧客満足度の向上に取り組みました。

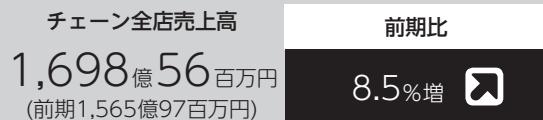
商品では、P B (プライベート・ブランド) 商品の価格を据え置くことで、当社の存在意義である「機能と価格に新基準」を追求したほか、ご要望が多かったキャンプギアやゴルフ関連商品を拡充させるなど、お客様の「声」にお応えすることで新たな需要の創出に取り組みました。これによりP B商品のチェーン全店売上高構成比は前期比3.4ポイント増加の65.9%となりました。

販売では、EC注文店舗受取サービスの充実やメディア・インフルエンサー向け製品発表会の規模を拡大し、SNSを起点とする顧客接点の強化で集客力を高めました。また、デジタル活用では、需要予測発注システムの稼働店舗を広げ、在庫の最適化とオペレーションの省力化を図るなど店舗運営のサポートを行いました。

店舗展開では、都市部やオープンモールなど未開拓エリアへの出店を加速し、ドミナント化を進めたほか、既存店ではお客様ニーズに合った業態への改装転換を実施、持続的成長に向けた業態ポートフォリオの構築に取り組みました。その結果、ロードサイド35店舗、ショッピングセンターに4店舗を新規出店、スクラップ&ビルド11店舗、ワークマンプラス及びワークマンプロへの改装転換67店舗、閉店2店舗で合計981店舗（うちワークマンプラス473店舗・#ワークマン女子26店舗・ワークマンプロ3店舗）となりました。

営業形態の内訳は、フランチャイズ・ストア（加盟店A契約店舗）が前期末より36店舗増の939店舗、直営店（加盟店B契約店舗、トレーニング・ストア及びショッピングセンター店舗）は前期末より1店舗増の42店舗となりました。

この結果、当事業年度のチェーン全店売上高は1,698億56百万円（前期比8.5%増、既存店前期比2.6%増）となりました。また営業総収入は1,282億89百万円（前期比10.3%増）、営業利益241億6百万円（前期比10.1%減）、経常利益246億64百万円（前期比10.0%減）、当期純利益166億56百万円（前期比9.0%減）となりました。

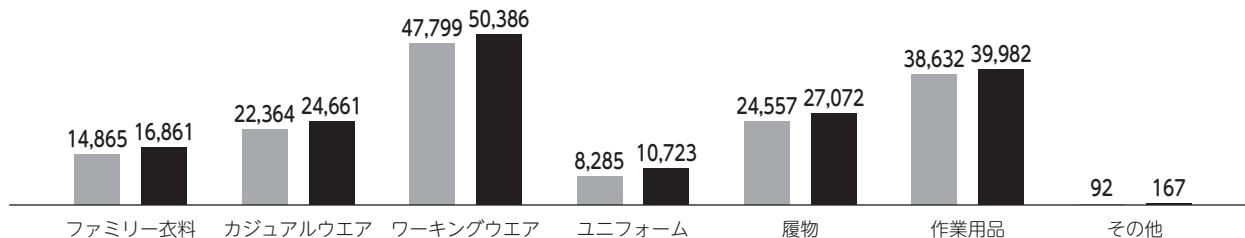


商品別の販売状況は次のとおりであります。

■ 第41期 ■ 第42期

チェーン全店売上高

単位：百万円



② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は47億15百万円であり、その内容は自社店舗の建設などで44億8百万円、基幹会計システムの構築などで3億7百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

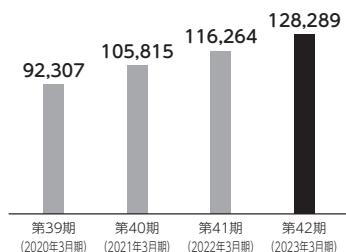
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

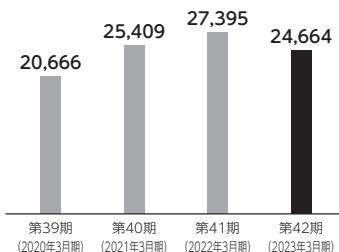
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

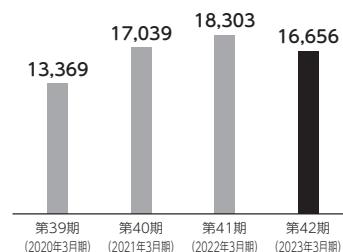
営業総収入 (単位：百万円)



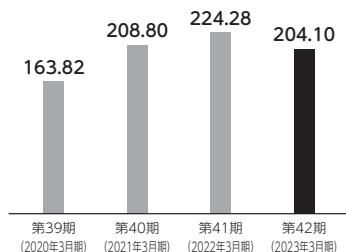
経常利益 (単位：百万円)



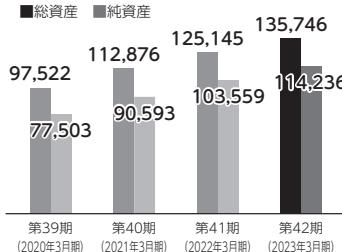
当期純利益 (単位：百万円)



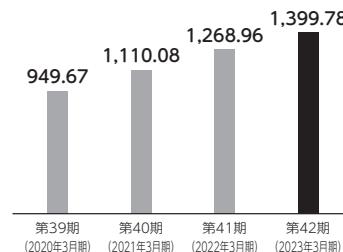
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第39期 (2020年3月期)	第40期 (2021年3月期)	第41期 (2022年3月期)	第42期 (当事業年度) (2023年3月期)
営業総収入	(百万円)	92,307	105,815	116,264	128,289
経常利益	(百万円)	20,666	25,409	27,395	24,664
当期純利益	(百万円)	13,369	17,039	18,303	16,656
1株当たり当期純利益	(円)	163.82	208.80	224.28	204.10
総資産	(百万円)	97,522	112,876	125,145	135,746
純資産	(百万円)	77,503	90,593	103,559	114,236
1株当たり純資産額	(円)	949.67	1,110.08	1,268.96	1,399.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算出しております。
2. 記載金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しております。なお、第40期以前につきましては、当該会計基準等を遡及適用しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化が加速する一方、為替の変動やウクライナ情勢の長期化による物価上昇で、消費マインドの低下が懸念され、依然として先行き不透明な状況が想定されます。

このような状況の中で当社は、一層の客層拡大を図るとともに、1,000店舗を達成し、さらなる進化に挑戦してまいります。

商品では、主力P B（プライベート・ブランド）商品の価格据え置きを宣言し、競争力のある価格政策を継続、そして、機能はもちろんのことデザイン性を高めることで、ファッション需要を取り込みます。また、労働寿命延長を目的とした、快適ワーク製品を企業や大学と共同開発し、労働力不足という社会問題に対応することで新たなワーク市場の開拓にも取り組みます。

販売では、「ファッションを全面に、機能はステルスへ」をコンセプトとした「WORKMAN Colors」を展開、新たなブランディングで一般需要を取り込み、ファッション分野での成長に挑戦します。また、外出需要の増加を見込み、リアル店舗での「お買い物の楽しさ」が提供できるゾーニングを模索し、強固なフォーマット作りに取り組みます。

出店では、ワークマンプラスのドミナント戦略として、地方都市への出店を強化します。また、一般向けの店舗展開では、引き続き郊外オープンモールへの出店を進めるとともに、都市型ショッピングセンターへの出店を加速し、店舗網の拡大で利便性の向上を図るためにロードサイド25店舗、ショッピングセンター10店舗、合計35店舗を新規出店、スクラップ&ビルド15店舗、既存店改装65店舗、閉店1店舗を計画、全都道府県下に合計1,015店舗（うち、ワークマンプラス557店舗、#ワークマン女子46店舗、ワークマンプロ10店舗）のネットワークを展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社はフランチャイズシステムで、作業服、作業関連用品及びアウトドア・スポーツウエアを販売する専門店をチェーン展開することを主な事業として営んでおり、主要な取り扱い商品は次のとおりであります。

区分	商品名
ファミリー衣料	肌着、靴下、軍足、帽子、タオル、エプロン
カジュアルウエア	ポロシャツ、Tシャツ、ハイネックシャツ、ブルゾン、スポーツウエア
ワーキングウエア	作業ジャンパー、作業ズボン、つなぎ服、鳶衣料、アウトドアウエア
ユニフォーム	白衣、オフィスユニフォーム、不織布用品、女性衣料
履物	安全靴、セーフティシューズ、地下足袋、長靴、布靴
作業用品	軍手、革手袋、加工手袋、レインウエア、ヘルメット、ベルト、キャンプギア

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 主要な事業所

本社	群馬県伊勢崎市柴町1732番地
東京本部	東京都台東区
製品開発センター	東京都台東区
関東・信越本部	群馬県伊勢崎市
北海道地区本部	北海道札幌市厚別区
北東北地区本部	岩手県盛岡市
南東北地区本部	宮城県仙台市太白区
群馬・埼玉地区本部	埼玉県児玉郡上里町
茨城地区本部	茨城県水戸市
栃木地区本部	栃木県矢板市
千葉地区本部	千葉県千葉市緑区
神奈川地区本部	神奈川県藤沢市
新潟地区本部	新潟県新潟市中央区
長野地区本部	長野県長野市
静岡地区本部	静岡県静岡市駿河区
愛知地区本部	愛知県岡崎市
岐阜地区本部	岐阜県羽島市
大阪地区本部	大阪府岸和田市
兵庫地区本部	兵庫県神戸市西区
広島地区本部	広島県安芸郡海田町
福岡地区本部	福岡県大野城市
伊勢崎流通センター	群馬県伊勢崎市
竜王流通センター	滋賀県蒲生郡竜王町
神戸流通センター	兵庫県神戸市西区

② 地域別店舗数

(単位：店)

区分 県別	チェーン全店舗数				
	フランチャイズ・ストア (加盟店A契約店舗)	直営店舗			ショッピングセンター 店舗
		加盟店B契約 店舗	トレーニング グ・ストア		
北海道	24	24	0	0	0
青森県	11	11	0	0	0
岩手県	13	13	0	0	0
宮城県	17	17	0	0	0
秋田県	11	11	0	0	0
山形県	13	12	0	1	0
福島県	20	20	0	0	0
茨城県	38	37	0	1	0
栃木県	21	21	0	0	0
群馬県	26	24	0	2	0
埼玉県	80	75	0	2	3
千葉県	58	55	0	1	2
東京都	67	57	0	2	8
神奈川県	58	54	0	0	4
新潟県	24	23	0	1	0
富山県	7	7	0	0	0
石川県	7	7	0	0	0
福井県	9	9	0	0	0
山梨県	12	12	0	0	0
長野県	29	29	0	0	0
岐阜県	24	24	0	0	0
静岡県	39	36	0	2	1
愛知県	66	65	0	0	1
三重県	15	15	0	0	0

区分 県別	チェーン全店舗数				
	フランチャイズ・ストア (加盟店A契約店舗)	直営店舗			ショッピングセンター 店舗
		加盟店B契約 店舗	トレーニング グ・ストア		
滋賀県	11	11	0	0	0
京都府	10	10	0	0	0
大阪府	54	51	0	0	3
兵庫県	31	30	0	0	1
奈良県	10	10	0	0	0
和歌山県	11	11	0	0	0
鳥取県	6	6	0	0	0
島根県	3	3	0	0	0
岡山県	11	10	0	1	0
広島県	16	15	0	1	0
山口県	11	11	0	0	0
徳島県	7	7	0	0	0
香川県	8	5	0	3	0
愛媛県	12	12	0	0	0
高知県	4	4	0	0	0
福岡県	30	30	0	0	0
佐賀県	6	6	0	0	0
長崎県	4	4	0	0	0
熊本県	13	13	0	0	0
大分県	9	9	0	0	0
鹿児島県	11	9	0	2	0
宮崎県	6	6	0	0	0
沖縄県	8	8	0	0	0
合計	981	939	0	19	23

③ 当事業年度中の開店、閉店数

(単位：店)

県別	区分	開店	閉店	県別	区分	開店	閉店
北海道		1	0	三重県		1	0
青森県		0	1	大阪府		3	0
宮城県		1	0	兵庫県		1	0
栃木県		2	0	和歌山県		1	0
群馬県		2	0	鳥取県		1	0
埼玉県		2	0	岡山県		1	0
千葉県		1	0	広島県		1	0
東京都		6	0	愛媛県		1	0
神奈川県		1	0	福岡県		1	0
新潟県		1	0	大分県		2	0
長野県		1	0	鹿児島県		2	0
岐阜県		1	0	宮崎県		3	0
静岡県		2	1	合計		39	2

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
365名	16名増	37.3歳	11.6年

(注) 使用人数には、店長候補社員及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社群馬銀行	500
株式会社足利銀行	300
株式会社みずほ銀行	300
農林中央金庫	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

2 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,000,000株
(2) 発行済株式の総数 81,846,816株(自己株式236,547株を含む。)
(3) 株主数 35,489名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ベイシア興業	23,040,000	28.23
土屋裕雅	12,000,000	14.70
株式会社カインズ	7,894,400	9.67
吉田佳世	5,930,400	7.27
大嶽 恵	5,930,400	7.27
株式会社カインズ興産	2,976,000	3.65
土屋嘉雄	2,948,800	3.61
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託	1,600,000	1.96
第一生命保険株式会社	960,000	1.18
株式会社群馬銀行	918,000	1.12

(注) 持株比率は自己株式 (236,547株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 濱 英 之	
専 務 取 締 役	土 屋 哲 雄	経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当
取 締 役	飯 塚 幸 孝	財務部長
取締役(常勤監査等委員)	長 谷 川 浩	
取締役(監査等委員)	新 井 俊 夫	
取締役(監査等委員)	堀 口 均	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)新井俊夫氏及び取締役(監査等委員)堀口均氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、社外取締役の新井俊夫氏及び堀口均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(常勤監査等委員)長谷川浩氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
土 屋 哲 雄	専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当	専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部担当	2023年6月29日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、当該保険契約の内容の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 報酬体系に関する方針

- a. 当社役員が担うべき機能や役割、当社の業績水準等に応じた報酬水準にしております。また、経営層の報酬として競争力を有する報酬水準とすることで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る体系としております。
- b. 取締役の報酬は固定報酬である「基本報酬」と単年度の当社の業績を反映した「業績連動報酬」（役員賞与）により構成し、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定された額を支給しております。
- c. 業務執行を担う取締役の報酬については、業績との連動をもたせることにより、企業価値向上を意識づける報酬構成としております。監査等委員である取締役の報酬については、独立性を確保し、適切な役割を担う必要があることから、固定報酬のみを支給しております。

ロ. 基本報酬に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役の基本報酬は、各取締役の役職や職責に応じ、個別に決定した年額を12等分し、月ごとに支給しております。
- b. 監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して、個別に決定した年額を12等分し、月ごとに支給しております。

ハ. 役員賞与に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会後に支給するものとし、「ポイント単価」と「ポイント数」を乗じて算出しております。
- b. 「ポイント単価」は、従業員に支給する期末賞与の単価と同額とし、概ね前年の「ポイント単価」に経常利益前年比を乗じた金額を目安に決定しております。
- c. 「ポイント数」は会社業績（最高25点）と個人業績（最高25点）から評価を行い、役職に応じて決定しております。
- d. 業績連動報酬と固定報酬の比率を定めることはしないこととするが、職位が高位であれば、会社業績に対する責任の度合等も高まることから、それに応じた評価点数となるように係数を用いて算出しております。

役員賞与の算定方法は次のとおりです。

(a) 評価点数算出方法

会社業績

(単位：点)

判定項目		110%以上	105%以上	100%以上	100%未満	95%未満	当事業年度実績
チェーン 全店売上高	①予算比	5	4	3	2	1	101.7%
	②前年比	5	4	3	2	1	108.1%
経常利益	③予算比	5	4	3	2	1	99.4%
	④前年比	5	4	3	2	1	86.0%
経常利益率	⑤率実績	6.0%以上	5.5%~6.0%	5.0%~5.5%	4.5%~5.0%	4.5%未満	12.0%
		5	4	3	2	1	

(注) 当事業年度実績については、月次ベースで算定しております。

個人業績

全13項目のうち5項目は自己申告により社長が評価、8項目は本人を除く他の役員が評価を行い、合計点を算出します。(最高25点)

(b) 役職・評価別ポイント一覧

(単位：点)

評価点数	50~44	43~37	36~30	29~23	22~16	15~9
評語	S	A	B A	B B	B C	C

(単位：ポイント)

評語／役職	社長	専務取締役	取締役
S	850	850	400
A	750	750	360
B A	650	650	320
B B	550	550	280
B C	450	450	240
C	350	350	200

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- 業務執行を担う取締役の基本報酬は、取締役会において決定し、役員賞与は、代表取締役社長によるポイント単価の決定と会社業績及び個人業績の評価に基づく算出により決定しております。
- 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員会において決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	113	86	27	—	3
取締役 (監査等委員)	18	18	—	—	3
(うち社外取締役)	(7)	(7)	(—)	(—)	(2)
合計	132	104	27	—	6

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額27百万円が含まれております。
3. 取締役 (監査等委員を除く。以下「取締役」という。) の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、3名 (うち、社外取締役は0名) であります。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名 (うち、社外取締役2名) であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会、監査等委員会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査等委員会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 (監査等委員)	新井俊夫	11回中11回	100.0%	13回中13回	100.0%
社外取締役 (監査等委員)	堀口均	11回中11回	100.0%	13回中13回	100.0%

・取締役会、監査等委員会における発言状況

新井俊夫氏は、主に長年にわたる他社での豊富な業務経験、知識等を当社の経営全般の監視に活かし、幅広い見識から発言を行っております。堀口均氏は、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」内において「取締役」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「行動憲章」を定め、定期的かつ継続的な研修を実施し、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ. 社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を設け、法令等の遵守及び倫理に基づく行動に関して、社員が相互の監視意識を高める。
- ハ. 内部監査部による定期的な業務監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従いこれを適切に保存し管理する。文書管理規程に則り文書の保存及び管理は、所管部門で行うものとし、取締役及び監査等委員会は、常時その文書を閲覧出来るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確にし、目標達成に向けた具体策を立案・実行・確認する。
- ロ. 取締役会を必要に応じ随時開催し、迅速な意思決定を行うとともに機動的な運営を図る。

⑤ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査部に設置する。内部監査部は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役に報告する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会が必要と求めた場合は、その業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事に関しては、監査等委員会の意見を尊重する。
- ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役又は使用人は、法令違反及び会社に重大な損失を及ぼす事項が発生した場合、またその可能性がある事実を把握した際には、直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ. 監査等委員会は、職務遂行上必要と判断した際には、取締役及び使用人に報告を求める。

⑧ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の業務環境の整備に努める。
- ロ. 監査等委員会は、社内的重要会議に出席し、取締役との意見交換を定期的に行い、また内部監査部との連携を図り、効果的な監査業務を遂行する。
- ハ. 監査等委員会は、監査法人による監査結果の報告を受け、意見を交換する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 「行動憲章」において、「社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決する」旨を明文化する。
- ロ. 反社会的勢力に関する対応部署を総務部とし、平素より、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、群馬県企業防衛対策協議会に加入するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、情報の収集及び共有化を図る。
- ハ. 反社会的勢力による不当要求等の発生時は、上記機関に相談し組織的に対応する。

⑫ その他

フランチャイズシステムに基づくフランチャイジー全体としての内部統制の構築を目指し、内部監査部による定期的な業務監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、以下のとおり運用しております。

① 取締役の職務執行について

取締役は、取締役会のほか、改善改革会議など重要な会議に出席し、各部署における業務の進捗状況の確認や意見交換を行うとともに、職務執行の監視・監督を行っております。

② コンプライアンス体制について

当社は、社員の行動規範である「行動憲章」を全社員に配布するとともに、社内イントラネットで常に閲覧できることを通じて、コンプライアンスの意識を周知徹底しております。また、「コンプライアンス・ホットライン規程」による内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに抵触する事態の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

新入社員に対しては入社時に研修を行うほか、年1回社員から「法令と社内規則順守の誓約書」の提出を求め、法令違反あるいは企業倫理上問題のある行為などの恐れがある場合は、たとえ上司の指示等であっても相談当事者に相談することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査体制について

当社は、社長直轄の内部監査部が決めた内部監査計画書に基づき、本社、店舗を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査部は監査等委員会及び会計監査人と常に意見交換を行い、監査の効率的な実施と実効性の向上に努めております。

④ 監査等委員会について

監査等委員会は、取締役会や改善改革会議など重要な会議に出席し、各部署の業務計画やその進捗状況を把握し、コンプライアンスの観点から監視を行うほか、各監査等委員が業務を分担し監査を実施しております。また、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査部と定期的に情報交換を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、永続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、配当性向30%を目処に期末配当1回を株主総会で決定することとしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり68円とさせていただく予定であります。この結果、配当性向は33.3%になる予定であります。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	101,390
現金及び預金	62,640
売掛金	1,993
加盟店貸勘定	13,459
商品	21,911
貯蔵品	35
未収入金	34
未収消費税等	322
1年内回収予定の差入保証金	425
その他	569
貸倒引当金	△1
固定資産	34,355
有形固定資産	27,149
建物	17,346
構築物	2,487
車両運搬具	37
工具器具備品	2,592
土地	4,003
リース資産	530
建設仮勘定	150
無形固定資産	884
投資その他の資産	6,322
投資有価証券	1
長期前払費用	767
繰延税金資産	1,478
差入保証金	4,066
その他	9
貸倒引当金	△0
資産合計	135,746

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	17,172
買掛金	5,060
加盟店買掛金	2,107
加盟店借勘定	231
短期借入金	1,350
リース債務	132
未払金	3,466
未払法人税等	3,800
未払費用	584
契約負債	191
役員賞与引当金	27
その他	219
固定負債	4,337
契約負債	300
リース債務	577
長期預り保証金	963
資産除去債務	2,495
負債合計	21,510
(純資産の部)	
株主資本	114,002
資本金	1,622
資本剰余金	1,342
資本準備金	1,342
利益剰余金	111,105
利益準備金	178
その他利益剰余金	110,926
別途積立金	23,150
繰越利益剰余金	87,776
自己株式	△67
評価・換算差額等	233
繰延ヘッジ損益	233
純資産合計	114,236
負債・純資産合計	135,746

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		
加盟店からの収入	35,311	
その他の営業収入	119	35,430
売上高	(92,858)	92,858
営業総収入		128,289
売上原価	(83,529)	83,529
売上総利益	(9,329)	
営業総利益		44,759
販売費及び一般管理費		20,652
営業利益		24,106
営業外収益		
受取利息	253	
仕入割引	282	
その他	71	607
営業外費用		
支払利息	41	
その他	8	50
経常利益		24,664
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	13	13
税引前当期純利益		24,655
法人税、住民税及び事業税	8,014	
法人税等調整額	△15	7,998
当期純利益		16,656

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金		利益剰余金計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,622	1,342	1,342	178	23,150	76,669	99,997	△67	102,896
当期変動額									
剰余金の配当						△5,549	△5,549		△5,549
当期純利益						16,656	16,656		16,656
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	11,107	11,107	△0	11,106
当期末残高	1,622	1,342	1,342	178	23,150	87,776	111,105	△67	114,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	663	663	103,559
当期変動額			
剰余金の配当			△5,549
当期純利益			16,656
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△430	△430	△430
当期変動額合計	△430	△430	10,676
当期末残高	233	233	114,236

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 店舗在庫：売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
流通センター在庫：移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 12年～34年 |
| 構築物 | 10年～20年 |
| 車両運搬具 | 4年～6年 |
| 工具器具備品 | 3年～12年 |
- ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 長期前払費用 定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、加盟店貸勘定等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(1) 営業収入

①ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、顧客である加盟店契約者に対して、契約書に基づいた商標権利使用の許諾、当社が実施する協力、サービス、援助の対価として契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②その他収入

加盟店契約者と契約締結時に加盟金、開店手数料、研修費あるいは再契約金を徴収しております。加盟金及び再契約金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務（契約期間）の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。開店手数料及び研修費は財又はサービスの提供時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。また、当社が加盟店に対してその他提供する財又はサービスは、提供した時点で支配が移転したものと判断し、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社は、履行義務を識別するに際し、財又はサービスを自ら提供している本人取引か、あるいは代理人として取引を行っているかの判定については、下記の指標を用いております。

- ・当社が約束の履行に対する主たる責任を有しているのか
- ・当社が財又はサービスの在庫リスクを負っているのか
- ・当社が財又はサービスの価格設定裁量権を有しているのか

(2) 売上高

①直営店売上高

当社の直営店舗において、作業服、作業関連用品及びアウトドア・スポーツウエア商品を販売しております。顧客に商品を引き渡した時点で支配が移転し履行義務が充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

②加盟店向け商品供給売上高

当社流通センターで備蓄している商品を加盟店に販売しております。顧客である加盟店に商品を引き渡した時点で支配が移転し履行義務が充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------|--|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建輸入取引 |
| (3) ヘッジ方針 | 外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、投機的な取引は行わないこととしております。 |
| (4) ヘッジ有効性評価の方法 | 決算期末（四半期末を含む）にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。 |

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

[会計方針の変更に関する注記]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
商品	21,911

2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の貸借対照表において計上している商品は、主に流通センターの在庫及び自営店の店舗在庫により構成されており、それぞれの計上額は以下のとおりです。

	当事業年度 (百万円)
流通センター	20,737
店舗	1,174
合計	21,911

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]に記載のとおり、流通センター在庫は「移動平均法による原価法」、自営店の店舗在庫は「売価還元法による原価法」の評価基準を採用し、貸借対照表価額はそれぞれ収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。このうち、流通センター在庫については収益性の低下を反映する際に一定の仮定をおいて見積りを行っております。

(1) 見積りの前提

当社の商品はプロユーザーや一般個人消費者向けに販売しており、このうち一般個人消費者が主要購買層となるアスレジャー市場（アウトドア・スポーツ・レジャー等）向け商品に関しては、流行の変化に代表されるような外部環境変化や個人の嗜好変化などプロ向け商品に比べ比較的短期間での変化が生じる可能性が高く、当該変化が生じた場合には商品需要ひいては販売可能価格に対して影響を及ぼす可能性を有しております。また、冷夏・暖冬など通常想定している季節・気候から大きく変動する様な環境が生じた場合は販売数量に対して影響を及ぼす可能性を有しております。

当社の商品は自社開発製造のP B（プライベート・ブランド）商品、取引先より仕入れるN B（ナショナル・ブランド）商品、当社と取引先との共同開発商品等で構成されておりますが、このうちアスレジャー市場へ主に投入している商品はP B商品であり、またP B商品は決算日時点において流通センター在庫の90%以上を占めております。

(2) 見積りの金額の算出に用いた主要な仮定

上記をふまえ、流通センター在庫のうちP B商品の収益性低下を判断するには一定の回転日数情報を基礎としつつ生産販売計画からの乖離状況や需要トレンド、季節・気候などの環境等を加味した仮定に基づき、販売可能価格の見積りをしております。

3. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた需要トレンドの仮定が極端に変動したことや季節・気候などの外部環境の仮定が大きく異なったことにより、見直しが必要になった場合、翌事業年度において、追加の棚卸資産評価減を計上する可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,404百万円
2. 加盟店貸勘定又は加盟店借勘定は加盟店との間に発生した債権・債務であります。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高 40百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	81,846,816	—	—	81,846,816

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	236,434	113	—	236,547

(注) 自己株式の増加113株は単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,549	68	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,549	68	2023年3月31日	2023年6月30日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	772百万円
減価償却費限度超過額	560百万円
未払事業税	176百万円
未払費用	141百万円
長期前払費用	106百万円
契約負債	81百万円
商品評価損	77百万円
未払金	53百万円
減損損失	8百万円
その他	72百万円
繰延税金資産合計	<u>2,049百万円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務	△468百万円
繰延ヘッジ損益	△102百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	<u>△571百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>1,478百万円</u></u>

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗及び店舗付帯設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

加盟店貸勘定は、加盟店に対する貸付であり信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び加盟店買掛金並びに未払金は、そのほぼすべてが2ヶ月以内の支払期日のものであります。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2ヶ月後であります。なお、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが3ヶ月以内に納付期日が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で17年後であります。

長期預り保証金は、主に加盟店契約に基づく保証金であり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

加盟店貸勘定は、加盟店ごとに残高表を作成し、継続的にモニタリングすることにより、早期に過剰残高等の状況を把握できる体制となっております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、担保価値を勘案して抵当権等を設定し残高管理をすることにより、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、範囲、管理体制及びリスク管理方法等を定めた社内規程に従っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、加盟店貸勘定、買掛金、加盟店買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 差入保証金（※1）	4,491	4,250	△241
② リース債務（※2）	(710)	(883)	173
③ 長期預り保証金	(963)	(960)	△2
④ デリバティブ取引（※3）	336	336	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(※1) 流動資産の1年内回収予定の差入保証金と固定資産の差入保証金を合算して表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ	—	336	—	336

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,250	—	4,250
リース債務	—	883	—	883
長期預り保証金	—	960	—	960

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットに基づき算定する方法によっております。

・差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債利回り等で現在価値に割り引いて算定する方法によっております。

・リース債務、長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した割引率等で現在価値に割り引いて算定する方法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (注) 1
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社バイシア (注) 2	群馬県 前橋市	(被所有) 間接 0.5%	商品の販売、電 算処理業務委託 及び不動産の賃 借	商品の販売 (注) 7	113	売掛金	112
					電算処理料の 支払 (注) 7	181	未払金	2
					店舗賃借料の支 払 (注) 7	14	未払金	—
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社カインズ・ビジネスサー ビス (注) 3	埼玉県 本庄市	なし	商品の販売及び 購入	商品の販売 (注) 7	8	売掛金	1
					商品の購入等代 金支払 (注) 7	46	未払金	4
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社カインズ (注) 4	埼玉県 本庄市	(被所有) 直接 9.7%	不動産の賃借等	店舗賃借料等の 支払 (注) 7	40	未払金	—
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社バイシア 興産 (注) 5	群馬県 前橋市	(被所有) 間接 1.7%	施設管理業務委 託	業務委託料等の 支払 (注) 7	14	未払金	2
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社バイシア グループソリュー ションズ (注) 6	群馬県 伊勢崎市	なし	電算処理業務委 託	電算処理料の支 払 (注) 7	264	未払金	52

[取引条件及び取引条件の決定方針等]

(注) 1. 期末残高は消費税等を含めております。

2. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の22.0%を直接所有、60.1%を間接所有、その近親者が議決権の4.4%を直接所有、12.2%を間接所有しております。
3. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の59.0%を間接所有、その近親者が議決権の40.5%を間接所有しております。
4. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の35.1%を直接所有、24.0%間接所有、その近親者が議決権の35.2%を直接所有、5.4%を間接所有しております。
5. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の100.0%を直接所有しております。
6. 当社の主要株主土屋裕雅が議決権の69.2%を間接所有、その近親者が議決権の27.8%を間接所有しております。
7. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 電算処理料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。
 - (2) 商品の販売に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (3) 商品の購入等に関する取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 - (4) 業務委託料は、役務提供に対する費用等を総合的に判断して決定しております。
 - (5) 店舗賃借料は、不動産の鑑定評価に基づく価格によっております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当事業年度
営業収入	35,430
加盟店からの収入	35,311
ロイヤリティ収入	34,105
その他	1,205
その他の営業収入	119
売上高	92,858
直営店売上高	10,965
加盟店向け商品供給売上高	81,893
顧客との契約から生じる収益	128,289
その他の収益	—
営業総収入	128,289

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当事業年度
期首残高	579
当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額	188
契約負債の増減額	100
期末残高	492

(注) 流動負債及び固定負債の契約負債を合算して表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間

(単位：百万円)

	当事業年度
1年以内	191
1年超2年以内	154
2年超3年以内	94
3年超	52
合計	492

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,399円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 204円10銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社ワークマン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細野和寿
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワークマンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社ワークマン 監査等委員会

常勤監査等委員 長谷川 浩 ㊟
監査等委員（社外取締役） 新井 俊夫 ㊟
監査等委員（社外取締役） 堀 口 均 ㊟

以上

